

## 報告第10号

専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更」  
の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の  
事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年 9月30日提出

南風原町長 城間俊安

### 記

#### 1. 専決処分事項

津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更について

#### 2. 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

## 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成27年 9月24日  
南風原町長 城間俊安

### 1. 専決処分事項

津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更について

#### (1) 変更事項

変更前契約額	¥66,960,000-
増額金額	¥3,996,000-
変更後契約額	¥70,956,000-

#### (2) 契約の相手

住所	沖縄県那覇市前島
商号	株式会社 高橋土建
氏名	代表取締役

### 2. 変更した理由

地盤改良杭の施工において大型重機での施工としていたが、土質が想定よりも軟弱であることから現場状況を考慮し、小型機種に工法変更したため杭の数量が増となったことによる。